

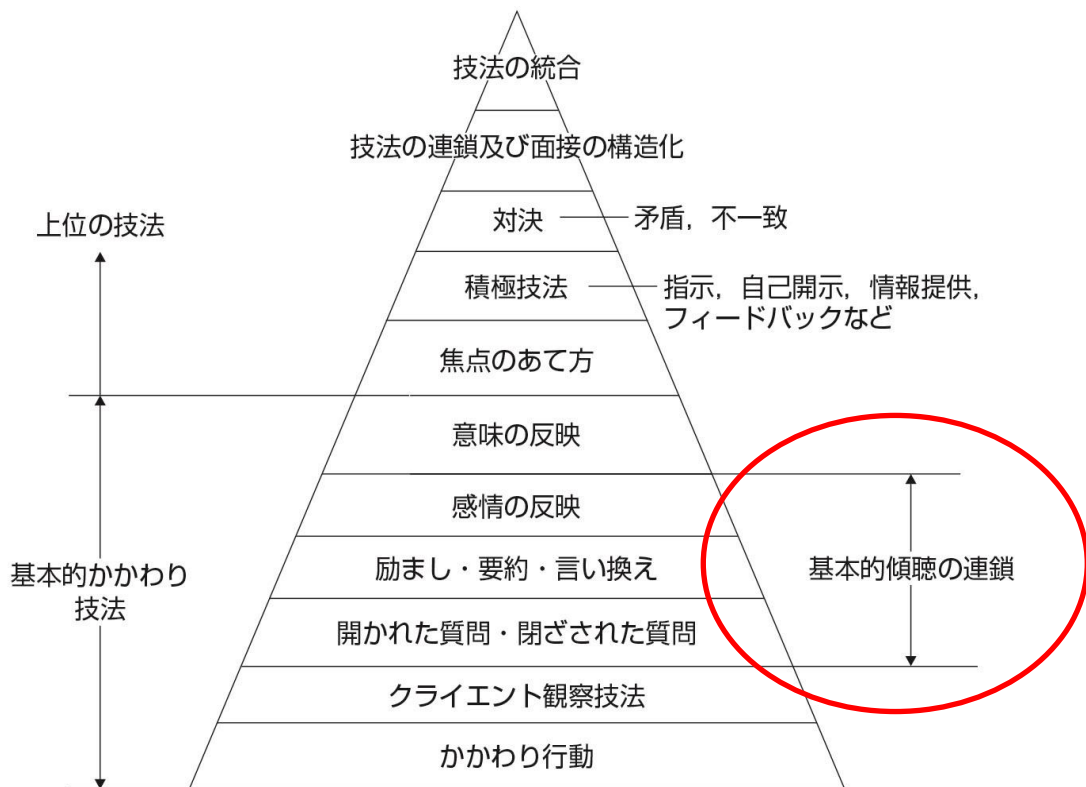
## お詫びと訂正

弊社刊行の『社会福祉士国家試験過去問解説集 2022 第 31 回－第 33 回完全解説＋第 29 回－第 30 回問題&解答』の本文中、以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2021 年 6 月 25 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正
31 頁	問題 22 解説 4 1 行目	選択肢は、厚生労働省による「地域包括 <u>支援</u> システム」の定義である。	選択肢は、厚生労働省による「地域包括 <u>ケア</u> システム」の定義である。
59 頁	問題 46 解説 4 1 行目	都道府県の性質別歳出では、 <u>人件費 (25.7%)</u> の割合が最も大きい。これは、	都道府県の性質別歳出では、 <u>補助費等 (27.0%)</u> の割合が最も大きい。 <u>なお、人件費も 25.7% と大きくなっているが、</u> これは、
60 頁	問題 47 解説 4 1～2 行目	<u>都道府県介護保険事業計画</u> に定めるよう努める事項である(介護保険法第 118 条第 3 項第 5 号)。	<u>都道府県介護保険事業支援計画</u> に定めるよう努める事項である(介護保険法第 118 条第 3 項第 5 号)。
111 頁	問題 85 Point 3～4 行目	一般社団法人社会調査協会の「 <u>倫理規定</u> 」(以下、「 <u>倫理規定</u> 」)並びに	一般社団法人社会調査協会の「 <u>倫理規程</u> 」(以下、「 <u>倫理規程</u> 」)並びに
111 頁	問題 85 解説 1 1 行目	「 <u>倫理規定</u> 」第 8 条において、	「 <u>倫理規程</u> 」第 8 条において、
111 頁	問題 85 解説 5 2 行目	「 <u>倫理規定</u> 」第 7 条には、	「 <u>倫理規程</u> 」第 7 条には、
217 頁	問題 22 解説 4 2～3 行目	なお、都道府県に計画の策定が義務づけられているのは、老人福祉計画と <u>障害者基本計画</u> である。	なお、都道府県に計画の策定が義務づけられている <u>ものとして</u> 、老人福祉計画 <u>や障害者計画</u> などがある。
455 頁	問題 108 図	(別紙参照)	

455 頁の「図 カウンセリングの技法の階層構造」を以下のように訂正させていただきます。  
丸で囲んだ部分が訂正箇所になります。

図 カウンセリングの技法の階層構造



出典：アレン・E・アイビー, 福原真知子訳『マイクロカウンセリング』川島書店, 1985年を参考に作成